

保育提供体制の確保のための実施計画について

1. 計画の位置づけ(作成の目的)

「保育提供体制の確保のための実施計画」は、国の財政支援（補助金の交付）を受けるために、市が作成を求められている実施計画です。待機児童対策、人口減少対策等、自治体の抱える課題等によって、受けられる財政支援のメニューが異なります。

2. 会議付議の理由

本計画は、かつて「子育て安心プラン」と呼ばれていた取組を引き継ぐものです。令和7年度も同様の財政支援を受けておりますが、国の取扱いが変更になり、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした計画を作成し、地方版子ども・子育て支援会議の承認を受けたうえで提出することが求められることとなりました。このため、本会議に審議事項として提出いたします。

3. 計画の対象範囲(全域版と区域版)

国に提出する書類には、次の3種類があります。

- ①市区町村全域の「保育提供体制の確保のための実施計画」（資料5-1）
- ②保育提供区域ごとの「保育提供体制の確保のための実施計画」（資料5-2）
- ③保育需要と提供体制における課題（資料5-3）

和光市の保育提供区域は、概ね中学校区を基本とし、北エリア、中央エリア、南エリアの3区域としています。

①全域版と②提供区域版は同一様式で作成し、3区域の数値を合算したものが全域版となります。以降の説明は、主に合算後の「全域版」についての説明となります。

4. 各年度の数値の考え方(実績/見込み)

令和7年4月1日の数値は全て実績値となっております。

令和9年～令和11年の数値につきましては、和光市こども計画策定時の将来推計に基づいたものであり、見込みの数値については和光市こども計画と一致しています。

令和8年4月1日の数値につきましては、項目毎に異なります。

まず、就学前児童数につきましては、令和9年以降同様、和光市こども計画の数値としております。

申込者数につきましては、令和8年4月一次入所申込状況に基づいた暫定値となっており、現在集計中の4月二次入所申込者数が追加されることで今後変更が見込まれます。最終的な数値は、4月1日以降、改めて報告いたします。

利用定員数につきましては、和光市こども計画では新規整備を予定していなかったところ、施設認可部会で承認された、利用定員の減少や小規模保育事業所の閉所などがあった影響から令和8年4月1日以降の提供体制は令和7年4月1日と比較して62名減少しております。

令和8年4月1日の待機児童につきましては、4月一次入所選考段階での暫定値となっておりますが、今後4月二次入所選考を経て最終的な待機児童数は決定いたします。

4月一次入所選考時点では、1・2歳児を中心に10名の待機児童が生じていますが、一方で、全体としては利用定員数が保育ニーズを満たす状況にあり、対応の方向性としては、新規整備を進めるよりも、既存事業者の支援を重視する必要があると考えております。

5. 採択を求める財政支援

採択1待機児童対策、採択3その他の地域課題の採択を求めます。

具体的に財政支援を希望する事業は次のとおりです。

- (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業
- (2) 保育利用支援事業
- (3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

6. 本市が力を入れて取り組む課題と具体的取組

本市が力を入れて取り組む課題は、保護者と保育所等のマッチングと、保育人材の確保です。

例えば、保育人材確保のために、本市では、市内保育所等の保育士宿舎借り上げ支援事業補助金を実施しています。本市は東京都と隣接しており、都内への保育士の流出対策が喫緊の課題となっております。

また、保育利用支援事業については、入所予約事業として実施しています。保護者は1年間の育児休業を安心して取得でき、かつ、保育所は人材を確保し続けている間の人件費について市から補助金を受けられることで、保育士の安定的な雇用が可能となります。

これらの補助金について、一部、国の財政負担を求めるものになります。

詳細につきましては、配付資料をご参照ください。

7. 承認について

提出期限の都合により、提出先の埼玉県へは2月9日(月)に提出済みであり、今回は事後承認を求めるものとなります。本会議での意見を反映する必要がある場合は、県へ提出した資料を差し替え対応する予定です。